

「産地等のデジタル人材育成！情報発信力強化セミナー事業」業務委託仕様書

1 業務名

産地等のデジタル人材育成！情報発信力強化セミナー事業

2 事業の目的

本県には、国指定・県指定合わせて10品目の伝統的工芸品がある。これらは、秋田県特有の風土に育まれ地域に根ざした地場産業であるとともに、生活にゆとりと豊かさをもたらすものとして高い評価を得ているものの、人口減少や生活様式の変化による需要の低迷といった外部環境の悪化に対し、販路の不足やPR体制の未整備、職人の減少、営業活動を行う人材不足など、産地内においても産業としての課題を多く抱えている。

このため、製品や技術、職人等の産地の魅力を伝えるためのデジタル発信力を向上させることで、新たな価値創造や伝統的工芸品等の魅力を幅広い層や地域に訴求させ、伝統的工芸品等産業の振興を更に促進することを本事業の目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

4 委託料

1,865,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

受託者は、次に掲げる項目について、県と協議しながら委託業務を実施すること。

また、業務の進捗状況等に応じて必要がある場合は、業務の内容及び実施手法を調整すること。

(1) セミナーの条件等

ア 日程及び受講者数

セミナーは、令和9年1月末日までに、県内2地域（県北、県央を予定）で実施すること。各地域において1回以上行い、受講者数は各回20名程度とすること。

イ 内容

職人等のデジタル知識や情報発信スキルの底上げに資する内容とし、県と協議した上で決定すること。また、工芸品の魅力や自社製品の強みを正しく把握し、顧客層にどのように伝えるかといったマーケティング手法を学ぶ機会も設けること。

（例）SNS等を活用した成功事例、ハッシュタグ#の有効な使い方、売上増につながるスマホでの商品撮影スキル、グーグルマップを用いた誘客方法、プレスリリースのコツ など

(2) 受講者の募集

ア 対象

受講者は、伝統的工芸品の製造又は販売に携わっている事業者、産地組合の関係者を基本的に想定するが、受け入れ人数に余裕があれば、伝統的工芸品以外の工芸品作家や産地市町村、商工団体等の支援機関の職員等の受講も可能とする。

イ 募集方法

セミナーへの受講申込受付を、オンラインフォーム作成ツール等で行い、SNS等を活用して、

広く効果的なリーチを図るとともに、各産地組合等に電話やチラシ配布等により直接アプローチしながら周知すること。

(3) セミナーの実施

内容に応じて適切な外部講師等を招へいし、セミナーを実施運営すること。

参加する受講者のレベルに合わせた内容とし、受講者が有する情報発信に関する課題や問題点に対応できる内容とすること。

(4) セミナー受講者へのフォローアップ

セミナー受講者のうち、希望する者については、発信力強化のための個別相談や、SNSアカウント・HPの運用方法等についてフォローアップを行うこと。

6 対象経費

本業務に関連のない経費については対象経費として認められないため、経費の出納記録は、本業務以外の出納とは可能な限り独立した形で管理すること。

7 業務の報告

(1) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）が完了したときは、本業務の実績を記載した報告書・収支精算書・その他県が指示する資料等を遅滞なく県に提出すること。

(2) その他、事業の期間中に県が事業の実施状況について報告を求めた場合は、速やかに求めに応じた報告を行うこと。

8 その他

(1) 共同企業体の構成について

秋田県外に本社、支社又は営業所等を有する受託者は、秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者と共同企業体を構成しなければならない。その際は、本事業におけるそれぞれの構成員の役割を明らかにすること。

(2) 再委託等について

ア 受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、又は請け負わせてはいけない。

イ 受託者は、予め県と協議を行い、県が承認した場合のみ、本業務の一部を第三者に再委託することができる。

(3) 権利の帰属等

ア 本業務で作成したチラシ等のデザインの著作権その他の権利は、秋田県に帰属するものとする。

イ 受託者は、県の承諾なしにチラシ等のデザインを他に流用することはできないものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た機密情報を目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施（再委託をした場合を含む。）に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

(6) その他留意事項について

ア 受託者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。

イ 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。

ウ 上記内容については、県と受託者との協議に基づき変更することがある。

- エ 感染症のまん延やその他の事由により、事業の全部又は一部を中止した場合、委託費用は県と受託者が協議の上、変更することがある。
- オ 本仕様書に定めのない事項で、かつ業務遂行上必要となる事項については、その都度県と事前協議を行い調整するものとする。
- カ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、秋田県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。